

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	職務に専念する義務の特例に関する条例		
条 例 番 号	昭和 26 年神奈川県条例第 3 号	法 規 集	第 2 編第 9 章
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方公務員法第 35 条に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	地方公務員法第 35 条に基づき、職務に専念する義務の特例に関し規定するものであり、必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	地方公務員法の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めたものとして、現行の内容で有効に機能している。	
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	地方公務員法の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、職員の資質向上、福利厚生に資する場合など限定的に定めたものであり、効率的である。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	地方公務員法の規定に基づき、職務に専念する義務の特例について定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	地方公務員法の規定に基づき、職務に専念する義務の特例について定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>